

マイナンバーカードでの健康保険証利用開始について

・オンライン資格確認について

当院では、令和5年9月1日よりマイナンバーカードを用いた保険資格確認をご利用頂けます。マイナンバーカードをお持ちの方は、受付にて「保険証」をご提示頂かなくても、受付設置のカードリーダーをご利用頂くことで、保険資格確認が行えるようになります。

・公費負担医療制度をご利用の方

公費に関しましては、各種証書のご提示は引き続き必要となります。従来通り受付へご提示をお願いします。

・オンライン資格確認を利用するためには「手順①→②」

- ① マイナンバーカードを取得後、ご自身で健康保険証利用の申し込みをする。
マイナンバーカードの健康保険証利用については[「こちら」](#)(外部サイト)
- ② 受付設置のカードリーダーでマイナンバーカードを読み取る。
顔認証付きカードリーダーの使い方は[「こちら」](#)(外部サイト)

令和5年9月1日
友仁病院